

政策体系	政策No.	3	政策名	やさしさ(誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり)	施策幹事課	保健福祉政策課			
	施策No.	1	施策名	健康づくりの推進と医療体制の充実	施策幹事課長名	西田 正志			
施策関係課名		保険年金課、健康増進課、すこやか保健センター							
<b>1 基本計画期間(2018年度～2022年度)における施策の方針</b> 始良地区医師会等の関係機関と連携し、一次救急医療及び二次救急医療体制の更なる充実を図ります。 また、市立医師会医療センターの施設整備や機能の充実に努めるとともに、市民の健康づくりや子育て支援の新たな拠点となる多機能・複合的な保健センターの整備を目指します。 さらに、市民の主体的な健康づくりを推進するとともに、疾病の早期発見や特定保健指導等による重症化予防、こころの健康づくりに努めます。									
<b>2 施策の成果把握</b>									
①成果指標 (意図の達成度を表す指標)			◎目標達成(100%以上)      △目標を未達成(100%未満)					目標達成の方向性	
			単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度		2021年度
A	健康づくりの支援や医療体制が充実していると感じる市民の割合	%	成り行き値	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	更なる増加を目指します
			目標値	52.6	53.1	53.6	54.1	54.6	
			実績値						
			達成率						
			結果						
B	心身共に健康であると感じている市民の割合	%	成り行き値	65.6	65.6	65.6	65.6	65.6	更なる増加を目指します
			目標値	70.3	71.3	72.3	72.4	73.4	
			実績値						
			達成率						
			結果						
C	人工透析の新規導入者数(人口10万人当たり)		成り行き値	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	更なる減少を目指します
			目標値	14.9	14.7	14.6	14.4	14.3	
			実績値	32.9					
			達成率						
			結果	△					
D	予防接種率	%	成り行き値	94.3	94.3	94.3	94.3	94.3	更なる増加を目指します
			目標値	94.7	94.9	95.1	95.3	95.5	
			実績値	93.8					
			達成率	99%					
			結果	△					
E	自殺死亡率(人口10万人あたり)		成り行き値	15.8	15.8	15.8	15.8	15.8	更なる減少を目指します
			目標値	15.2	15.0	14.7	14.4	14.1	
			実績値	16.6					
			達成率	91%					
			結果	△					
② 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)			③ 2022年度の目標値設定の考え方						
A 健康づくりの支援や医療体制が充実していると感じる市民の割合 ※市民意識調査			A 本市の健康増進計画である「健康きりしま21」を計画的に推進することにより、「健康づくりの支援や医療体制が充実していると感じる市民の割合」が増加することを見込み、0.5ポイントずつの増加を目指す。						
B 心身共に健康であると感じている市民の割合 ※市民意識調査			B これまでの市民意識調査の回答割合が毎年度平均1.2ポイントずつ増加した経緯があり、今後も健康きりしま21(第3次)等に基づき各種事業を実施することから、毎年1ポイント程度の増加を目指す。						
C 人工透析の新規導入者数(人口10万人当たり) ※慢性腎不全等による新規身体障害者手帳取得者数			C 人工透析にいたる慢性腎不全(CKD)は自覚症状がなく、早期発見し治療につなげるよう、CKD予防ネットワークで取り組んでいるが、人工透析を受ける者は年々増加傾向にあることから、国の健康日本21(第2次)に準じて、目標値を14.3人とする。						
D 予防接種率 ※予防接種実施状況調査			D 疾病の感染を防ぐには、95%の予防接種率が必要であるという国の目標値にあわせ、感染症の蔓延予防のために未接種者に接種、毎年度勧奨を行うことなどにより毎年度0.2%ずつの増加を目指す。						
E 自殺死亡率(人口10万人あたり) ※厚生労働省統計資料による自殺者数			E 自殺死亡率は国・県より低い状況ではあるが、「自殺は追い込まれた末の死」であるため、自殺対策を総合的かつ効果的に推進し、国の2026年までに2015年と比べて30%以上減少するという目標に準じて、目標値を14.1人とする。						
F			F						

### 3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画より)

始良地区医師会等との連携により、一次救急医療については、休日在宅当番医制や夜間救急診療の実施、二次救急医療については、病院群輪番制や循環器・脳外科救急輪番制の整備・支援を行うなど、夜間・休日における診療の充実を図ってきましたが、高齢化等に伴う医療需要の増加に対応するため、更なる体制強化を図る必要があります。

また、市立医師会医療センターは、施設の老朽化や様々な医療ニーズなどへの対応を踏まえ、抜本的な整備を行う必要があり、保健センターについても、施設の老朽化や狭隘化等に伴い、市民の利便性が低下していることから、新たな拠点施設の整備を検討する必要があります。

健康づくりについては、市民が、自分にあった健康づくりや食生活などの正しい生活習慣を習得するとともに、日ごろから健康管理や疾病予防等について相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を決めることが重要です。また、生活習慣病やこころの病気が増加していることから、生活習慣病の発症・重症化の予防のための健康支援、こころの病気へのサポートが必要とされており、特に、重大な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病への対策が重要です。

### 4 施策の現状

#### ①2018年度施策の取組方針

- 始良地区医師会・消防局・保健所等関係機関と連携を図り、救急医療体制を充実・強化する。
- 市立医師会医療センターについては、施設の老朽化や様々な医療ニーズなどへの対応を踏まえ、施設・設備の充実に努める。
- 健康づくりの拠点として、保健センターの施設整備について検討を進める。
- 日頃から疾病予防に努めてもらうため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を決めることについて、さらなる積極的な普及啓発を図る。
- がん検診の受診率向上のため、検診の必要性について普及啓発を図る。
- 特定健診や各種がん検診の受診率の向上及び重症化予防対策を推進し、市民の健康の維持、増進に努める。
- 自殺予防対策や心の健康相談を実施し、心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができるようにする。

#### ②2018年度取組方針の達成状況

- 始良地区医師会・消防局・保健所等と連携して、一次救急医療及び二次救急医療の体制の充実に努めた。
- 市立医師会医療センターについては、施設の老朽化や様々な医療ニーズへの対応として「霧島市立医師会医療センター施設整備基本計画」を策定した。
- 市内の「保健センターあり方検討委員会」等で、各保健センターのあり方等について検討を行った。
- 広報誌や健康教育等あらゆる機会をとらえ、かかりつけ医等の重要性や重症化する前の早めの受診について、普及啓発を行った。
- 検診受診の必要性について、市民への普及啓発を行った。
- 市民健康講座により、重症化予防対策の講演会を開催し、平成29年1月には行政と関係医療機関で構築したCKD(慢性腎臓病)予防ネットワークの普及啓発活動を推進した。
- 自殺予防対策として心の健康相談事業を行った。また、窓口担当職員、民生・児童委員等を対象としたゲートキーパーの養成講座や、関係機関の連携と情報共有ができるように、相談先窓口のリーフレットを作成し、適切かつ迅速な対応ができる体制づくりに努めた。

#### 5 2019年度施策の取組方針

- 始良地区医師会・消防局・保健所等関係機関と連携を図り、救急医療体制の充実・強化を図る。
- 市立医師会医療センターについては、施設の老朽化や様々な医療ニーズなどへの対応を踏まえ、施設・設備の充実に努める。
- 保健センターのあり方について、検討を進める。
- 引き続き疾病予防に努めてもらうため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を決めることについて、さらなる積極的な普及啓発を図る。
- 特定健診や各種がん検診の受診率の向上及び重症化予防対策を推進し市民の健康の維持、増進に努める。
- 自殺予防対策や心の健康相談を実施し、心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができるようにする。

#### 6 2020年度施策の取組方針

- 始良地区医師会・消防局・保健所等関係機関と連携を図り、救急医療体制の充実・強化を図る。
- 市立医師会医療センターについては、施設の老朽化や様々な医療ニーズなどへの対応を踏まえ、施設・設備の充実に努める。
- 保健センターのあり方について検討を進める。
- 引き続き疾病予防に努めてもらうため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を決めることについて、さらなる積極的な普及啓発を図る。
- 特定健診や各種がん検診の受診率の向上及び重症化予防対策を推進し市民の健康の維持、増進に努める。
- 自殺予防対策や心の健康相談を実施し、心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができるようにする。

政策体系	政策No.	3	基本事業名	安全・安心な医療体制の充実と健康づくり拠点の整備	基本事業 主担当課	健康増進課
	施策No.	1				
	基本事業No.	1				

### 1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

高齢化に伴う医療需要の増加等に対応するため、始良地区医師会等の関係機関と連携し、夜間・休日における二次救急医療体制の更なる強化を図るとともに、深夜帯における一次救急医療体制の整備について検討を行います。

また、医療ニーズへの的確な対応ができるよう、市立医師会医療センターの施設整備や機能充実に努めるとともに、市民の健康づくり、子育て支援の拠点として、乳児から高齢者まで幅広い保健サービスを提供でき、保健・福祉等の連携が図られる多機能・複合的な保健センターの整備を目指します。

### 2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■国は、急速な少子高齢化が進む中、国民皆保険を堅持し、将来持続可能な医療制度としていくために、「医療制度改革大綱」に基づき、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」「医療費適正化の総合的な推進」「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」を基本的な考えとした医療制度改革を推進している。

■厚生労働省は、いわゆる団塊の世代が75歳以上を迎える2025年ころから回復期のニーズが高まるとみて、急性期のベッドを回復期に転換する政策を進めている。

■県は、病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進し、将来の医療需要に対応した適切な医療提供体制の構築を図るため、平成28年11月に「鹿児島県地域医療構想」を保健医療計画の一部として定めた。さらに、平成30年度を初年度とする新たな「鹿児島県保健医療計画」を平成29年度に策定した。

■平成30年度の国保制度の改革に伴い、保険者に県が加わり、保険給付に係る費用は全額、県から市に交付され、市は県が医療費水準や所得水準を考慮して決定した国保事業納付金を納付することとなった。

■霧島市の人口は減少傾向であるが、高齢化率は上昇しつつあり、今後も増加が見込まれる。

■全国的に小児科医や産婦人科医が不足しており、本市においても不足することが予想される。

■救急車の救急搬送の件数は、平成21年度から右肩上がりに上昇しており、今後も上昇が見込まれる。

### 3 2018年度基本事業の取組方針

■救急搬送件数・救急医療に対するニーズは増加傾向にあり、地区医師会・消防局・保健所等関係機関と連携を図り、救急体制を整備すると共に、重症化してからの受診ではなく、早めの受診や救急車の適正利用についての普及啓発を行う。

■市立医師会医療センターについては、施設の老朽化や狭隘化などに対応するための新たな施設整備に向けて、基本計画を策定する。

■健康づくりの拠点として、国分保健センターやすこやか保健センターを含む保健センターについて、今後の利活用・あり方について検討する。

### 4 2018年度の取組達成状況

■始良地区医師会・消防局・保健所等の関係機関で構成する「始良地域救急医療連絡協議会」等に参画するとともに、休日在宅当番医制や病院群輪番制、循環器救急輪番制及び脳外科救急輪番制、年間を通した小児科・内科の準夜帯の初期救急医療、日曜・祝日における歯科救急医療の提供を支援するなど、救急医療体制の充実に努めた。また、市民に対して、早めの受診や救急車の適正利用についての普及啓発を行った。

■市立医師会医療センターについては、新たな施設の整備に向けて、「霧島市立医師会医療センター施設整備基本計画」を策定した。

■各保健センターのあり方について、専門部会で検討を行い、国分保健センターとやすこやか保健センターについては、副市長を始めとする関係各課の部長等で構成される「あり方検討委員会」で今後の利活用・あり方についての検討を行った。

### 5 2019年度基本事業の取組方針

■始良地区医師会・消防局・保健所等関係機関と連携を図り、救急体制を整備すると共に、引き続きかかりつけ医等を持ち、重症化してからの受診ではなく、早めの受診や救急車の適正利用についての普及啓発を行う。

■市立医師会医療センターについては、新たな施設整備に向けて、基本設計に着手するなど、計画的に整備を進める。

■国分保健センター及びやすこやか保健センターのあり方について、引き続き検討する。

### 6 2020年度基本事業の取組方針

■始良地区医師会・消防局・保健所等関係機関と連携を図り、救急体制を整備すると共に、引き続きかかりつけ医等を持ち、重症化してからの受診ではなく、早めの受診や救急車の適正利用についての普及啓発を行う。

■市立医師会医療センターについては、新たな施設整備に向けて、計画的に整備を進める。

■国分保健センター及びやすこやか保健センターのあり方について、引き続き検討する。

政策体系	政策No.	3	基本事業名	市民の健康意識の向上と健康管理の充実	基本事業 主担当課	健康増進課
	施策No.	1				
	基本事業No.	2				

### 1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

市民の健康意識の向上や知識の普及のために、健康相談・健康教育・市民健康講座等を継続的に実施するとともに、健康運動普及推進員や食生活改善推進員等の健康づくり協力団体と連携して、運動習慣やバランスの良い食生活、食育等の普及啓発に努めます。  
また、生活習慣病の発症・重症化の予防のため、特定保健指導や早期受診勧奨等を行うとともに、糖尿病についてはCKD(慢性腎臓病)予防ネットワークの推進を図ります。  
さらに、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を図るため、市民の理解を深め、関係機関と連携した総合的な対策に取り組みます。

### 2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■本市の健康増進計画である「健康きりしま21(第2次)」の見直しを行い、平成30年3月に、2022年までの5か年計画(第3次計画)を策定した。  
■生活習慣病の増加や重症化等により医療費の増大が予想される。霧島市においても、がんや脳血管疾患、心臓疾患等による死亡が増加している。また、外来の医療費の多くを占める人工透析は増加傾向であり、その誘引である糖尿病や高血圧症の増加が見られる。  
■政府は、推進すべき自殺対策の指針として、平成29年7月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を閣議決定した。市町村においても計画策定が義務付けられ、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指して、2026年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標として設定した。

### 3 2018年度基本事業の取組方針

■健康づくりの意識啓発や、地域ぐるみの健康づくりができるように支援する。  
■健康増進計画「健康きりしま21」(第3次)に基づき、保健事業を展開する。  
■疾病の早期発見を目的とした各種健(検)診を実施する。  
■生活習慣病予防のため、特定健診等の受診率・特定保健指導の実施率の向上及び疾病の重症化予防に取り組む。  
■自殺予防対策や心の健康相談を実施し、心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができるようにする。

### 4 2018年度の取組達成状況

■市民健康講座や広報誌等で健康づくりの意識啓発に取り組み、健康づくり関連団体と連携して、地域のひろば推進事業等で地域ぐるみの健康づくりを支援した。  
■健康増進計画「健康きりしま21」(第3次)に基づき、各種保健事業の展開を行った。  
■各種健(検)診を実施し、指導対象者に指導した他、出前講座等で健康教育・健康相談を実施し、市民の健康への関心向上に努めた。  
■生活習慣病予防のため、特定健診等の受診率・特定保健指導の実施率の向上及び疾病の重症化予防に取り組んだ。  
■自殺予防対策として心の健康相談事業を行った。また、窓口担当職員、民生・児童委員等を対象としたゲートキーパーの養成講座や、関係機関の連携と情報共有ができるように、相談先窓口のリーフレットを作成し、適切かつ迅速な対応ができる体制づくりに努めた。

### 5 2019年度基本事業の取組方針

■健康づくりの意識啓発を行うと共に、地域での健康づくりができるように支援する。  
■健康増進計画「健康きりしま21」(第3次)に基づき、保健事業を展開する。  
■疾病の早期発見を目的とした各種健(検)診を実施する。  
■生活習慣病予防のため、特定健診等の受診率・特定保健指導の実施率の向上及び疾病の重症化予防に取り組む。  
■自殺予防対策に取り組み、心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができるようにする。

### 6 2020年度基本事業の取組方針

■健康づくりの意識啓発を行うと共に、地域での健康づくりができるように支援する。  
■健康増進計画「健康きりしま21」(第3次)に基づき、保健事業を展開する。  
■疾病の早期発見を目的とした各種健(検)診を実施する。  
■生活習慣病予防のため、特定健診等の受診率・特定保健指導の実施率の向上及び疾病の重症化予防に取り組む。  
■自殺予防対策に取り組み、心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができるようにする。